

令和3年10月29日

堺市南区自治連合協議会  
各校区（地区）代表者 様

堺市南区自治連合協議会  
会長 岸本 啓司

### 堺市南区自治連合協議会 校区代表者会議（11月定例会）の開催について

皆様方におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記のとおり校区代表者会議（11月定例会）を開催いたしますので、何かとご多用とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

定例会におきましては、マスク着用、手指消毒、検温を行ったうえで、できるだけ短時間での開催にしたいと考えておりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

日 時 令和3年11月5日（金） 午後1時30分～

開催場所 南区役所 2階 201会議室

案 件

1. 堺市自治連合協議会 案件
2. 南区自治連合協議会 案件
3. その他

#### <問い合わせ先>

堺市南区自治連合協議会事務局

堺市南区桃山台1丁1番1号

TEL：072-290-1803（担当：仲田・川畑）

FAX：072-290-1814

## 堺市南区自治連合協議会校区代表者会議（11月定例会）

### 〈 案 件 〉

1. 泉北ニュータウン公的賃貸住宅 活用地の活用コンセプト（テーマ）素案に対する  
意見募集の実施について（泉北ニューデザイン推進協議会事務局）
2. 堺市自治連合協議会案件
  - (1) 事業説明案件
    - ①堺まつり代替イベントについて（堺観光コンベンション協会）
    - ②令和4年度第48回堺市民オリンピックの開催候補日について（スポーツ部）
    - ③令和4年（2022年）堺市成人式の開催について（子ども青少年育成部）
    - ④第73回人権週間行事への協力について（人権部）
  - (2) 事務局連絡
    - ①自治会活動実践記録「波紋」第66集について
    - ②自治会手帳について
3. 緑道等の樹木伐採等工事のお知らせ
4. 運動習慣見える化事業について
5. 泉北ニューデザイン推進委員会等について
6. 一泊研修会について
7. 新たなキャンドルイベントの実施について
8. 事務局連絡
  - ①定例会におけるLINE WORKSの試行に関するアンケート結果について

泉北連協第 14 号  
令和 3 年 11 月 5 日

堺市南区自治連合協議会  
各校区（地区）代表者 様

泉北ニューデザイン推進協議会  
会長 島田 憲明

泉北ニュータウン公的賃貸住宅 活用地の活用コンセプト（テーマ）素案に  
対する意見募集の実施について

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、泉北ニュータウン地域に関する取組にご協力賜り、ありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり、泉北ニューデザイン推進協議会（旧  
名称：泉北ニュータウン再生府市等連携協議会）にて市民への意見募集を実施します  
ので、ご報告させていただきます。

**【問合せ先】**

泉北ニューデザイン推進協議会事務局

（堺市泉北ニューデザイン推進室内）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1

担当：田辺・三木

Tel：072-228-7530（直通）

Fax：072-228-6824

# 泉北ニュータウン公的賃貸住宅 活用地の活用コンセプト(テーマ)素案に対するご意見を募集します

「泉北ニューデザイン推進協議会（旧名称：泉北ニュータウン再生府市等連携協議会※）」（堺市、大阪府、UR 都市機構西日本支社、大阪府住宅供給公社、南海電気鉄道株式会社、公益財団法人大阪府都市整備推進センター）では、「泉北ニュータウン公的賃貸住宅の活用地の活用コンセプト(テーマ)素案」をとりまとめましたので、この素案に対する市民の皆さまのご意見を募集します。

## 1 意見の募集期間

令和3年11月24日（水曜）～令和3年12月23日（木曜）

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。様式は自由です。（参考様式を添付しています。）

なお、口頭（電話等を含む。）では受け付けておりませんので、ご了承ください。

○郵送の場合：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

泉北ニューデザイン推進協議会事務局（堺市泉北ニューデザイン推進室）あて

○窓口へ直接持参の場合：堺市泉北ニューデザイン推進室

本庁（堺市役所高層館16階）又は、分室（南区茶山台1丁6番1号）

○ファックスの場合：072-228-6824

○電子メールの場合：nt-kyogikai@city.sakai.lg.jp

※本市ホームページのパブリックコメント意見募集フォームからも提出いただけます。

## 3 意見募集の内容

・泉北ニュータウン公的賃貸住宅 活用地の活用コンセプト（テーマ）素案

（参考資料）

- ・参考資料1：「泉北ニュータウン公的賃貸住宅 活用地の活用コンセプト（テーマ）素案」に関する意見募集について
- ・参考資料2：泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画改訂の概要
- ・参考資料3：活用地公募に向けたスケジュール

▽上記資料は、市政情報センター（市役所高層館3階）、南区役所市政情報コーナー、南図書館（本館・梅分館・美木多分館）、堺市泉北ニューデザイン推進室（本庁・分室）、大阪府大阪都市計画局拠点開発室戦略拠点開発課、大阪府府政情報センター、UR コミュニティ泉北住まいセンター、泉北ニュータウン管理センターで閲覧及び無料配布します。

▽こちらのウェブサイトでも確認できます。（令和3年11月24日（水曜）に掲載）

[https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/senbokusaisei/renkeikyogikai/R3katsuyouchi\\_ikenboshu.html](https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/senbokusaisei/renkeikyogikai/R3katsuyouchi_ikenboshu.html)

## 4 その他

○提出されたご意見は、整理集約し、ご意見等に対する泉北ニューデザイン推進協議会の考え方をホームページで一定期間公表します。

・ご意見を提出された方の個人情報公表いたしません。

・ご意見を提出された方に対し、個別の回答はいたしません。

・ご意見に基づき案を修正した場合、修正内容と理由を併せて公表します。

○単に賛否の結論だけを示したのものや、趣旨が不明瞭なもの等については、ご意見の概要や協議会の考え方を示してできませんので、ご了承ください。

○提出されたご意見のうち、個人や団体の利益を害するおそれのある情報については公表しません。

## 5 問い合わせ

泉北ニューデザイン推進協議会事務局（堺市泉北ニューデザイン推進室内）

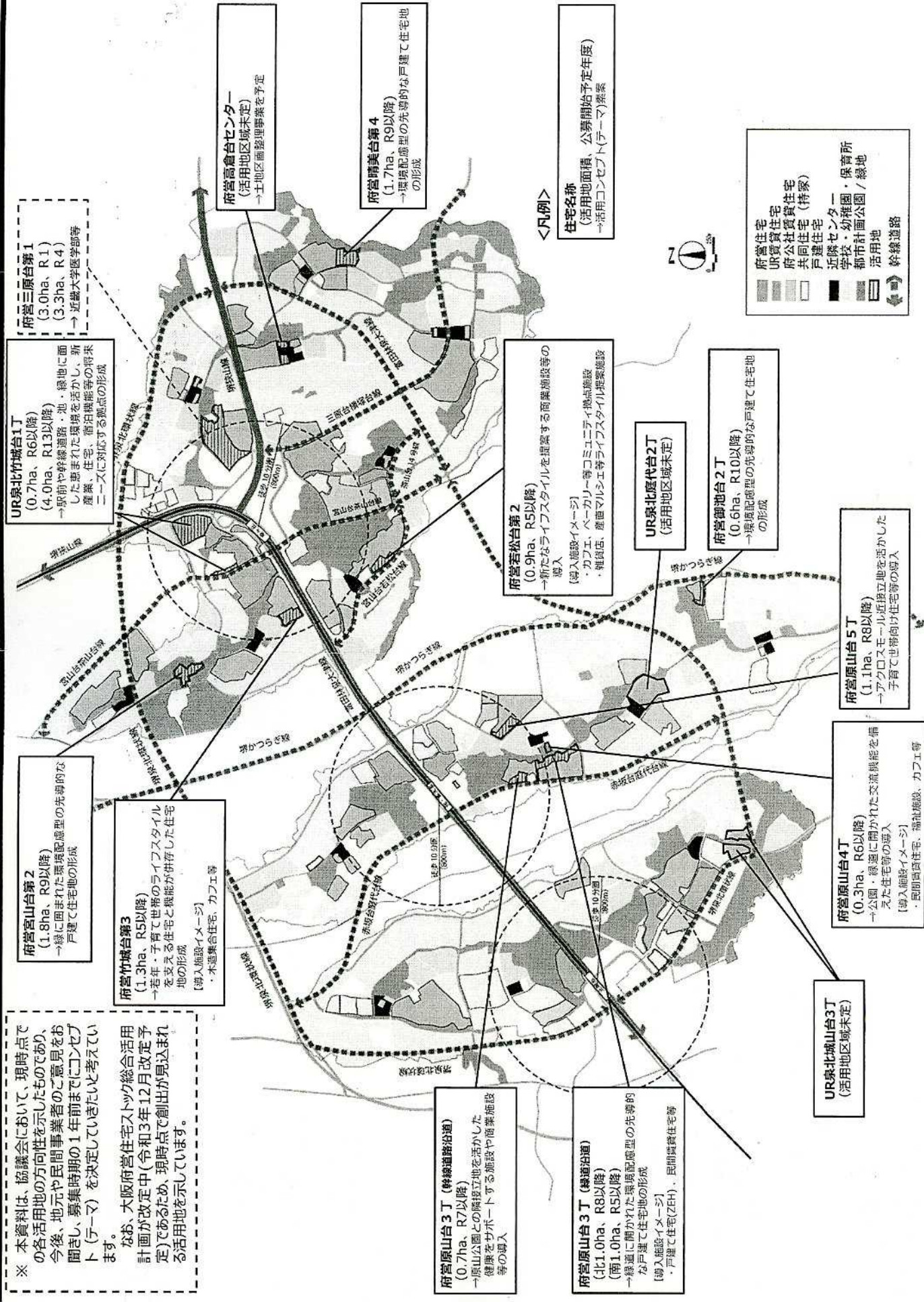
電話番号 072-228-7530

※泉北ニュータウン再生府市等連携協議会は、令和3年10月27日付けで「泉北ニューデザイン推進協議会」に名称変更しました。

# 泉北ニュータウン公的賃貸住宅 活用地の活用コンセプト(テーマ)素案

※ 本資料は、協議会において、現時点での各活用地の方向性を示したものであり、今後、地元や民間事業者のご意見をお聞きし、算集時期の1年前までにコンセプト(テーマ)を決定していきたいと考えています。

なお、大阪府営住宅ストック総合活用計画が改定中(令和3年12月改定予定)であるため、現時点で創出が見込まれる活用地を示しています。



**住宅名称**  
(活用地面積、公募開始予定年度)  
→ 活用コンセプト(テーマ)素案

**凡例**

- 府営住宅
- UR賃貸住宅
- 府営賃貸住宅
- 共同住宅(持家)
- 戸建住宅
- 近隣センター
- 学校・幼稚園・保育所
- 都市計画公園/緑地
- 活用地区
- 幹線道路

## 「泉北ニュータウン公的賃貸住宅 活用地の活用コンセプト(テーマ)素案」に対する 意見募集について

- 泉北ニュータウン再生府市等連携協議会（以下「協議会」という。）では、平成 24 年 3 月に「泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画（以下「再生計画」という。）を策定し、公的賃貸住宅再生に向け、建替えや集約事業を実施し、事業により創出される活用地には多様な機能導入を図ることとしてきました。
- 令和 3 年 5 月には、堺市の「泉北ニュータウン再生指針」が見直され、「かつてのベッドタウンから、より豊かに暮らせるまちへ」を理念とする「SENBOKU New Design」（以下「新指針」という。）が策定されました。
- この新指針を踏まえ、協議会において、令和 3 年 5 月に再生計画を改訂し、公的賃貸住宅の建替えや集約事業により創出される活用地を最大限に活用し、持続発展可能な住宅地の再生に向けて、「居住機能中心から、多様な活動に挑戦できるまちへの転換」に取り組むこととしています。
- 公的賃貸住宅の活用地については、令和 5 年度から順次創出される予定であり、これらが新指針や再生計画の実現に寄与していくためには、泉北ニュータウンの都市構造や機能バランスにも考慮し、活用地に導入する機能等を決めていく必要があります。
- このため、協議会では、民間事業者へのヒアリング等による市場調査（サウンディング型市場調査）や、専門家の意見を聴取するなどの検討を進め、この度「活用地の活用コンセプト(テーマ)素案」を作成しましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。
- なお、本素案については、現時点での各活用地の方向性を示したものであり、お聞きしたご意見を参考に、今後、活用地の活用コンセプト（テーマ）案を策定します。

# ～泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画改訂の概要～

**本資料は、令和3年5月に改訂した「泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画」の改訂の概要を示す資料です。**

泉北ニュータウン再生に向け、「泉北ニュータウン再生指針(H22、堺市)」に基づき、大阪府や堺市、公的団体等で構成する「泉北ニュータウン再生府市等連携協議会」において、「泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画(H24.3策定、H29.3改定)」を策定し、取組みを進めてきたところ。  
今年、堺市が新たな指針として策定の「SENBOKU New Design」を踏まえ、「公的賃貸住宅再生計画」を改訂した。

## ■ SENBOKU New Design(新たな指針) <堺市>

**新たな視点**、SDGsの達成、スマートシティの推進、健康長寿のまち、職住一体・近接型ライフスタイルの促進

**<理念>** かつてのベッドタウンから、より豊かに暮らせるまちへ  
～泉北ニュータウンの価値を高め、次世代へ引き継ぐ～

**取組体制(R3.5時点)**

堺市 (SENBOKU New Design)

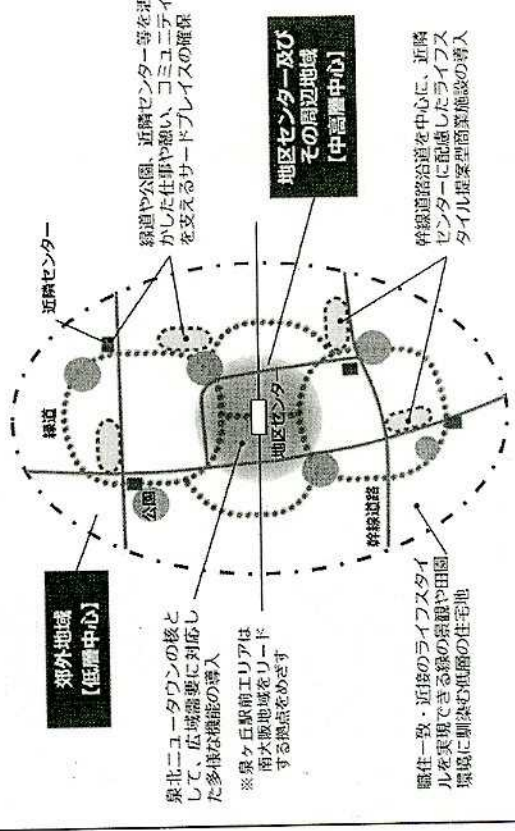
**泉北ニュータウン再生府市等連携協議会**  
大阪府、堺市、UR、府住宅供給公社、南海電鉄、都市整備推進センター (泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン) (公的賃貸住宅再生計画)

**泉北ニュータウンまちづくりプラットフォーム**  
<公民連携・意見交換の場>  
事業者等会員48社、支援機関会員13社 (R3.2末時点)

## □ 公的賃貸住宅再生計画の改訂(要旨)

- <理念>** かつてのベッドタウンから、より豊かに暮らせるまちへ  
～居住機能中心から、多様な活動に挑戦できるまちへの転換～
- > 公的賃貸住宅資産を活用し、堺市と連携した「SENBOKU New Design」の早期実現 (令和4年度以降順次創出される公的賃貸住宅の活用) (約20ha)
  - > 3地区センター※及びその周辺地域は中高層中心、郊外地域は低層中心に

※泉ヶ丘、穂、光明池の3地区



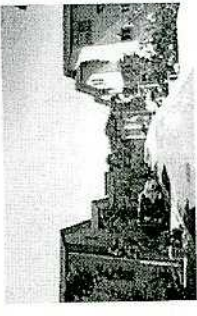
泉北ニュータウンの核として、広域需要に対応した多様な機能の導入

※泉ヶ丘駅前エリアは南大阪地域をリードする拠点をめざす

職住一致・近接のライフスタイルを実現できる緑の景観や田園環境に馴染む形態の住宅地

## 改訂の視点と新たな施策の方向性

- 1. 人口減少を見据え 更なるまちの価値向上へ**
  - 人口・世帯数減少を見据え、他地域より比率が高い公的賃貸住宅の量的縮小
  - 活用地上における環境配慮型の先導的な住宅(ZEH等)の導入(図①)
  - 近隣センターに配慮した新たなライフスタイル提案型の商業施設等の導入(図②)
  - PPP手法等の導入と、質に配慮した事業者選定、借地等の活用、土地利用に係る規制緩和等の検討
- 2. 若年世代を誘引する住宅・施設の導入**
  - 団地再生における緑の景観や環境に馴染む、木造低層等の新たなデザインや、ライフスタイルを提案する住宅や店舗、オフィス等をモデル的に導入(図③)
  - 若年世代の多様なライフスタイルを実現できる民間賃貸住宅、多様な機能の導入
  - 職住一体のライフスタイルを実現できるワークスペース付き住宅等の導入
- 3. スマートシティの実現・アフターコロナへの対応**
  - 職住一体・近接のライフスタイルを実現できる、ゆとりある住宅とそれを支える機能導入
  - 活用地上、既存ストックを活用したシェアオフィスやカフェなどサードプレイスの確保
  - 緑道や公的賃貸住宅など泉北ならではのインフラを活用したバーンナルモビリティ導入に向けた実証実験の推進
  - 活用地上における新事業の社会実装などにより、次世代ヘルスケア産業の誘致を進め、働く場を創出



①環境配慮型の先導的な住宅イメージ (SMA×ECO TOWN晴美台)



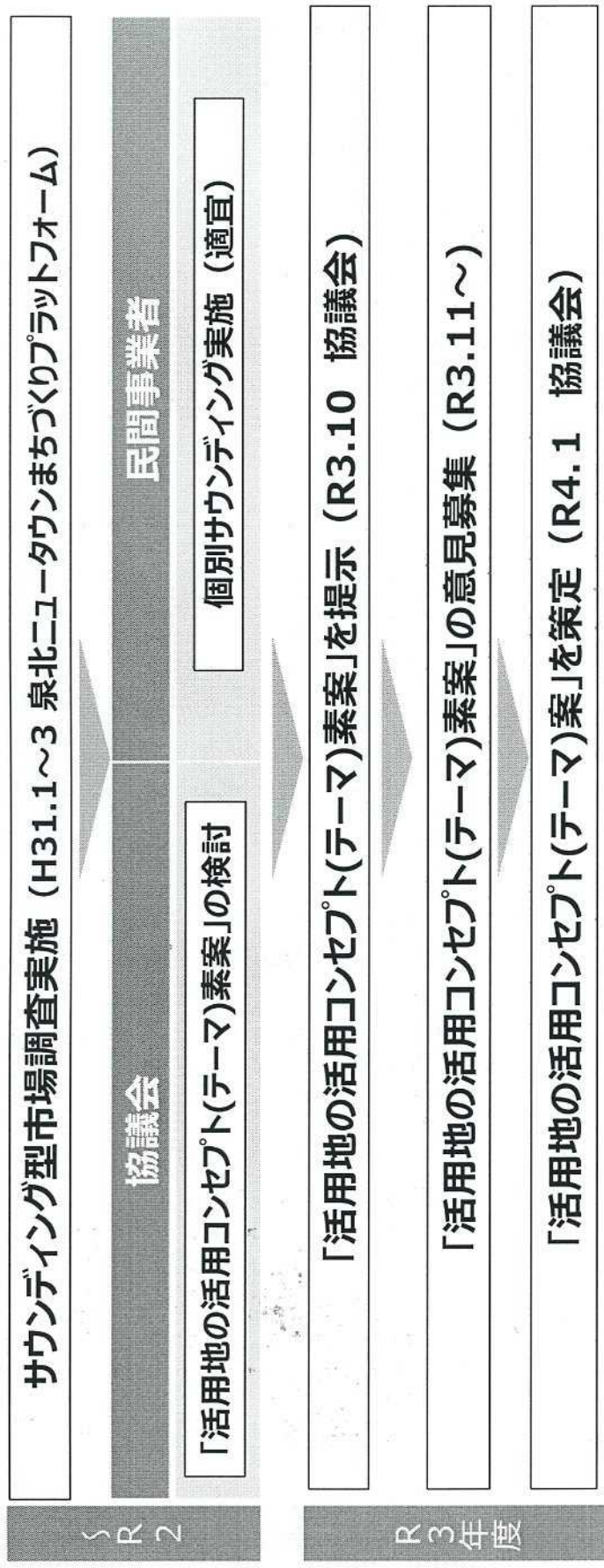
②ライフスタイル提案型商業施設イメージ



③木造低層等の新たなデザインイメージ (大東市morinnekプロジェクトイメージパース)

# 活用地区公募に向けたスケジュール（活用地区の活用コンセプト）

## ○活用地区の活用コンセプト(テーマ)案



## ○R5公募予定活用地区の事業スキーム



堺観コン第77号  
令和3年11月5日

堺市自治連合協議会  
校区代表者様

公益社団法人堺観光コンベンション協会  
会長 隈元英輔

堺まつり代替イベントについて（依頼）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は、当協会事業にご協力賜りありがとうございます。  
さて、別添のとおり堺まつり代替イベントを開催いたしますので、ご案内申  
しあげます。

（問合せ先）公益社団法人堺観光コンベンション協会（担当 木下）  
〒590-0950 堺市堺区甲斐町西1丁1番35号  
TEL（072）233-5258（直通）  
FAX（072）233-8448

## Light for the Future (未来への光)

- ・イルミネーションにメッセージ性を持たせ、  
コロナ禍から未来への流れをつくる
- ・新しい堺まつりへのブリッジイベントとし、  
1600年の歴史文化を感じる

民間主体で

「環濠エリアでの新たな観光スポットの創出」

環濠エリアへの来訪者数（基本計画KPI）：300万人（2025年）の達成

### 事業概要

#### ■ 昨年度の検証

- ・大道筋イルミネーションは、無電柱化区域のため電源確保が困難
- ・街路灯に設置するため、イルミネーションの連続設置は不可

イルミネーションエリアを集中し、コロナ禍に合致したイベントを実施

#### ■ 日時・内容

令和3年12月4日（土）～令和4年1月15日（土）

環濠イルミネーション

令和3年12月4日（土） 16:00～21:00

ザビエル公園光のモニュメント

環濠ナイトクルーズ

環濠ナイトマルシェ

## ■環濠イルミネーション

イルミネーションに、コロナ禍から未来へ繋がるメッセージ性を持たせます。

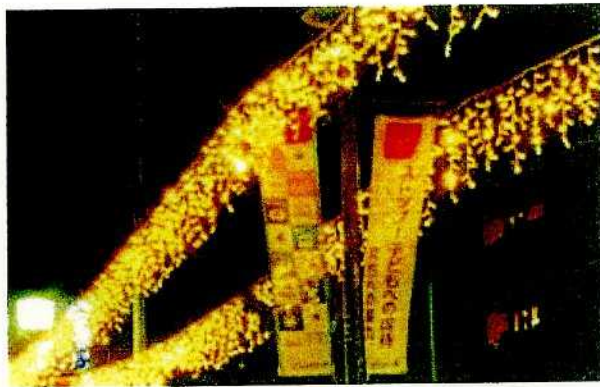
【日程】令和3年12月4日（土）～令和4年1月15日（土）

### ・シャンパンゴールドイルミネーション

黄金の日日を想起させ未来への希望を表現します。

### ・ブルーライトイルミネーション

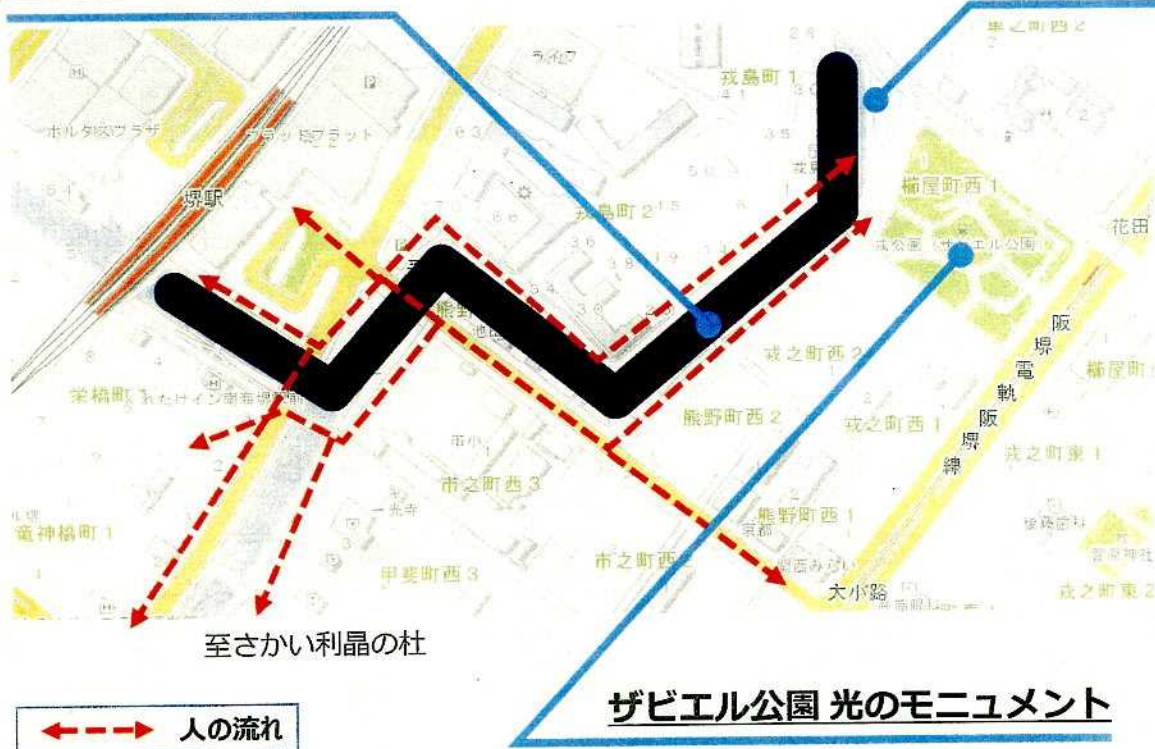
夜でも環濠エリアの豊かな水辺をイメージさせるとともに、医療従事者への感謝や、コロナ収束への祈りを表現します。



## 事業概要

### 環濠イルミネーション

### 環濠ナイトマルシェ 環濠ナイトクルーズ

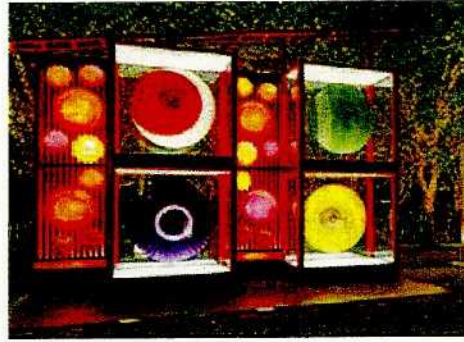
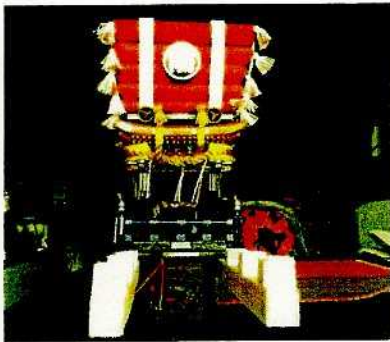


# 1600年の歴史文化を感じる

■ **ザビエル公園 光のモニュメント** ふとん太鼓の展示、古墳キャンドル、伝統産業を使用したモニュメントなどから、堺まつりのレガシーや堺の歴史を感じてもらいます。

【日程】令和3年12月4日(土)

- ・ふとん太鼓ライトアップ展示
- ・注染日傘オブジェのライトアップ
- ・「伝統」を「未来」へつなぐ光のキャンドルイベントを開催  
(無数のキャンドルで古墳を表現)



# 1600年の歴史文化を感じる

## ■ 環濠ナイトクルーズ

内川河川敷（環濠ナイトマルシェ付近）を発着場所とし、水辺から環濠の夜景を体感し、堺の歴史もガイドします。

【料金】500円/人 小学生未満無料 1日8便

## ■ 環濠ナイトマルシェ

テイクアウトを中心としたマルシェを開催します。堺駅前商店会の店舗、堺ならではの店舗の出店を想定しています。



堺スポ推第 1461 号  
令和 3 年 11 月 5 日

堺市自治連合協議会  
校区代表者 様

堺市文化観光局  
スポーツ部長

令和 4 年度第 48 回堺市民オリンピックの開催候補日について

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市スポーツ行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和 4 年度の第 48 回堺市民オリンピックの開催候補日につきましては、「スポーツの日」の 10 月 10 日（月・祝）に予定しております。

なお、開催方針につきましては、堺市民オリンピックが歴史と伝統ある生涯スポーツの祭典であり、地域間交流の場であることを鑑み、安全対策を講じた上で校区対抗の競技大会として実施する方向で今後関係者との調整を行ってまいります。

開催内容が決定いたしましたら、改めてご報告いたします。

今後とも、感染症対策等を講じながら、皆様に親しんでいただける大会となるよう努めてまいりますので、引き続きご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

開催候補日 令和 4 年 10 月 10 日（月・祝）スポーツの日

| 担 当              |              |
|------------------|--------------|
| 堺市民オリンピック委員会事務局  |              |
| 堺市 文化観光局 スポーツ部   |              |
| スポーツ推進課 担当：伊賀・服部 |              |
| TEL              | 072-228-7437 |
| FAX              | 072-228-7454 |

119  
堺子育成第 3251 号

令和 3 年 11 月 5 日

堺市自治連合協議会

校区代表者 様

堺市長 永藤英機

企画・運営 堺市各区成人式実行委員会

令和 4 年（2022 年）堺市成人式の開催について

令和 4 年 1 月 10 日に開催を予定しております堺市成人式は、昨年度と同様、一度に集まる出席者の制限や式典時間の短縮など、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に講じた上で開催すべく準備を進めております。

つきましては、例年、式典にご臨席いただいておりますご来賓の方々におかれましては、今年度におきましても、感染拡大防止の観点からご臨席を見合わせていただきたく存じます。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部

子ども育成課

担当：清水・松原

TEL 228-7457（直通） FAX 228-8341

堺市人権教育推進協議会  
校区推進委員様

堺市人権教育推進協議会  
会長 金丸尚弘

第73回人権週間行事への協力について（依頼）

時下、ますます御清祥のことと御喜び申し上げます。

平素は、当協議会の活動に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、12月4日から10日までは人権週間となっております。

つきましては、市民の人権意識の向上を図り、人権尊重の明るい社会をめざして、下記のとおり行事を計画しておりますので御協力をお願いいたします。

記

1 啓発物品について

校区推進委員の皆様の御自宅に啓発物品（啓発リーフレット入りマスク）を10枚郵送しますので、地域における人権啓発活動に御活用ください。

2 「第42回人権を守る市民のつどい」について

今回の開催は、新型コロナウイルスの感染拡大防止と、参加者の健康並びに安全面に鑑み、会場開催とインターネットによるオンデマンド配信の併用実施とします。

なお、会場開催につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、「わたしからの人権メッセージ」特選受賞者の表彰と代表4作品の発表のみ実施いたします。

会場参加者は特選受賞者の関係者、当協議会役員・常任幹事等とさせていただくため、皆様への参加依頼はいたしませんので、何卒御了承くださいますようお願い申し上げます。

①会場開催

日 時 2021年12月4日（土）午後2時～3時30分  
場 所 堺市総合福祉会館 ホール（堺市堺区南瓦町2番1号）  
内 容 わたしからの人権メッセージ 表彰・発表

②オンデマンド配信

配信方法 インターネットによる録画配信で、申込者に視聴用URLを通知することによる限定公開  
配信期間 2021年12月中旬から2022年1月中旬まで（予定）  
内 容 第1部 わたしからの人権メッセージ 表彰・発表  
第2部 講演会

【お問合せ先】

堺市人権教育推進協議会事務局（堺市人権推進課内）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

TEL・FAX：072-221-9280

啓発物品について（担当：木原）

第42回人権を守る市民のつどいについて（担当：納谷、山本、横田）

堺泉公第1145号  
令和3年11月 5日

堺市南区自治連合協議会  
各校区（地区）代表者 様

泉ヶ丘公園事務所長

## 工事のご案内について

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は、本市公共事業にご協力賜り、誠にありがとうございます。  
この度、別添のとおり工事を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

（問合せ先）

堺市役所 建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所

〒590-0116

大阪府堺市南区若松台2丁5-2（大蓮公園内）

TEL：072-291-1800（直通）

FAX：072-296-9676

担当：木村

令和3年11月5日

南区自治連合協議会  
各校区（地区）代表者 様

堺市泉ヶ丘公園事務所

## 工事のお知らせ

平素は、本市公共事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
この度、光明池緑道を中心に樹木の伐採と、一部植栽の工事を行います。  
施工にあたり何かとご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解ご協力の程、よろしく  
お願い申し上げます。

### 記

1. 工 事 名：光明池緑道ほか樹木更新工事
2. 工事場所：光明池地区内主要緑道及び園路（右図参照）
3. 工事期間：令和3年12月～令和4年3月のうち、実働20日程度の予定
4. 施工時間：午前8時半から午後5時頃まで（日曜・祝日は休み）
5. 施 工 者：令和3年11月に決定予定
6. 発 注 者：堺市役所 建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所  
担当：木村 TEL：072-291-1800
7. 工事目的：下記のような樹木を伐採することにより、緑地と近接地の安全性や快  
適性を高め、生態系を保全する



腐朽が進んだ危険木



巨大に成り過ぎた住居近接木

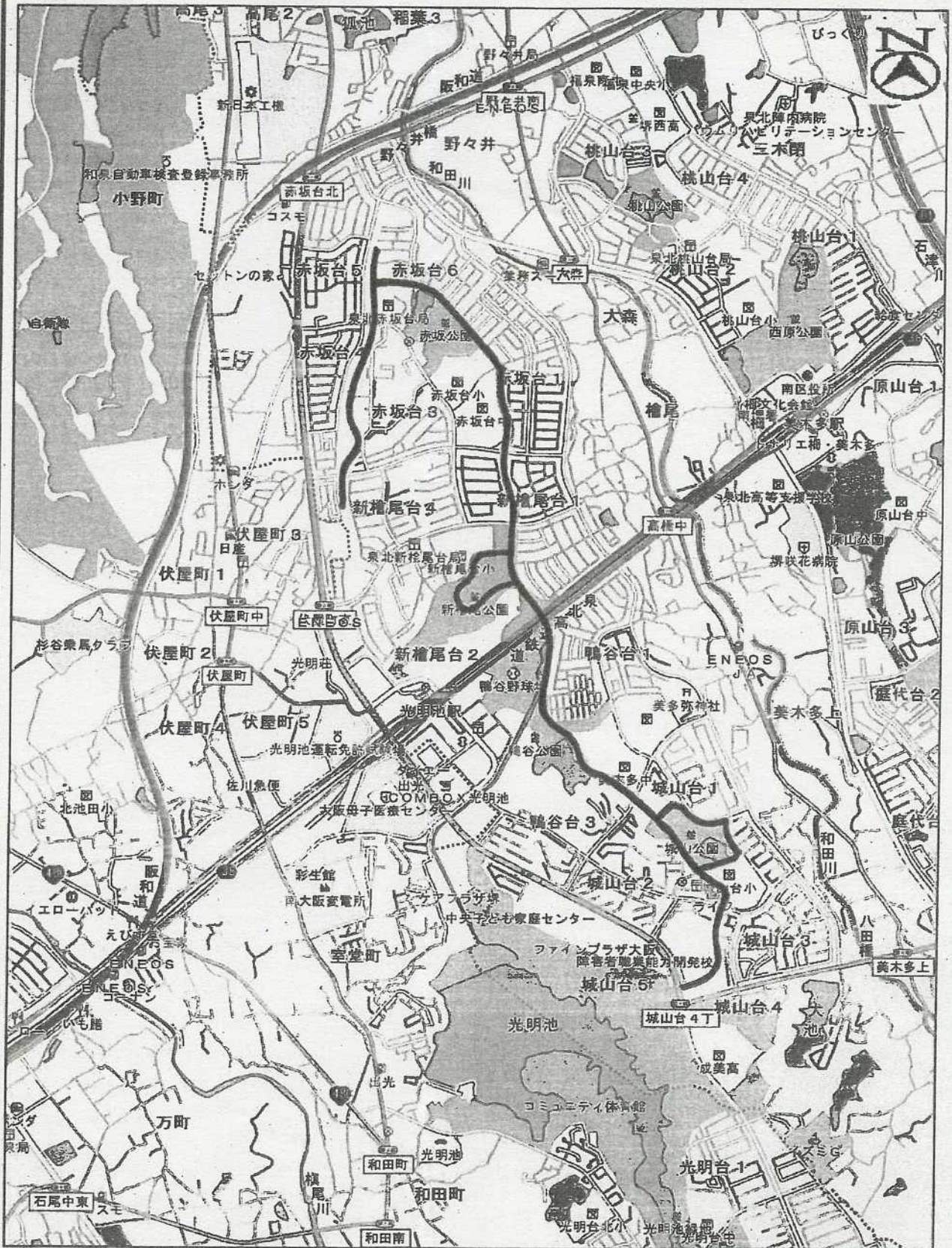


過密な樹林の衰弱木または旺盛過ぎる樹木



生態系に悪影響のある外来種（ニセアカシア等）

工事(業務)名 光明池緑道ほか樹木更新工事



堺健医第2512号  
令和3年10月22日

堺市自治連合協議会  
校区代表者様

堺市健康福祉局  
健康部長

運動習慣見える化事業について（報告）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、保健福祉行政にご協力賜りありがとうございます。

さて、標題のことについては、令和3年3月末に事業を終了したところですが、先日、取組の結果が出ましたので、別添のとおり報告いたします。

（問合せ先）堺市 健康福祉局 健康部 健康医療推進課

（担当 戸松）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL (072) 222-9936 (直通)

FAX (072) 228-7943

# 運動習慣見える化事業報告（令和元年度～2年度実施）



## 運動習慣見える化事業とは...

【対象】運動を始められない方、継続してできない方、運動不足を感じている方が対象。  
 【何がわかる？】活動量計を持って歩き、週1回端末機にかざしてデータを蓄積し、健康講座や測定会で活動量をチェック。健診結果等から運動習慣・効果を「見える化」してお渡しし、継続できるように、運動内容・強度を提案

### 【事業内容】

- ①蓄積された歩数等のデータから日常の活動度の見える化,
- ②見える化されたデータの継続的なフィードバック,
- ③健康教育によるヘルスリテラシの向上,
- ④足部の状態を改善させながら歩くことの習慣づけ,
- ⑤健康状態に合わせた運動を継続できる仕組みづくりを行う。



### 【事業の成果】

- 市民の活動量計データの分析、健康活動を行うことによる医療費への効果についての検証
- ◆歩数データ取得率
  - ・すべての群で20日間以上のデータが記録
- ▣ほぼすべての対象者が活動量計を持つことが習慣化されつつある
- ◆参加者の歩数と早歩き割合の変化
  - ・質の良い歩行ができている
- ▣早歩きができる足づくりの活動を今後も積極的に取り組むことが求められる。
- ◆下肢筋力の変化
  - ▣男性の足指力は1.0～2.5倍向上、女性の足指力は1.1～1.5倍向上

### 対象者の人数と性別

|    | 40-64歳 | 65-74歳 | 75歳以上 | 全体  |
|----|--------|--------|-------|-----|
| 男性 | 7人     | 7人     | 6人    | 20人 |
| 女性 | 19人    | 28人    | 16人   | 63人 |

- ・事業満足度は概ね高く、事業の満足度と外出頻度についてはコロナ禍の影響もあり「減少した」と答える者もあった。
- ・特定健診受診者は令和2年度は微増し健診結果でBMIなどの項目については令和2年度は高くなっていて、受療割合については令和2年度は高くなっていて、医療費については減少が見られる。

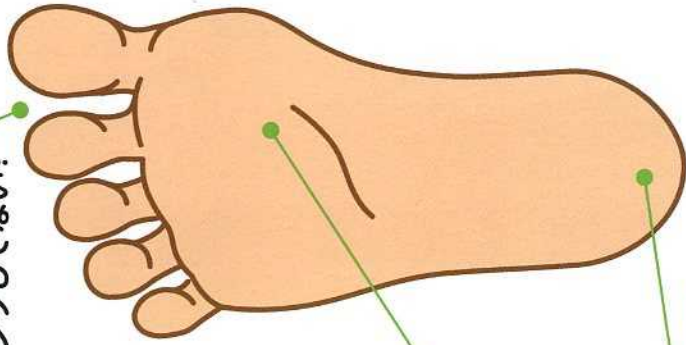
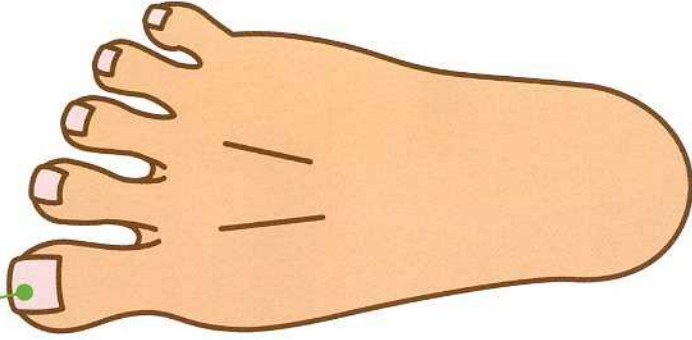


# 1 足を見て、触れる!

健康のために、週に1度は足を見て、触ってみよう。  
チェックするポイントは?

- 足全体 ● 冷たくない? ● 色が悪くない? ● 痛いところはない?
- むくみはない? ● 水ぶくれはない?

- ゆびの間 ● 爪まわり ● 深爪・爪の伸びすぎは?
- 皮むけやジクジクしてない? ● 爪が食い込んでない?



- 足の裏 ● タコやウオノメはない?
- かかとはひび割れてない?

! さらにポイント!

痛みが強い時や熱を持っている場合は医師の診察を受けましょう!

# 2 足を清潔にする!

古くなった皮膚や角質は、水虫のイサになります。  
健康な爪を保つために、足を清潔に保ちましょう。

- 足をお湯でよく温めて
- 石けんやボディソープをよく泡立て
- ゆびとゆびの間や裏側、爪の周りも手の指でいていない
- 石けんはしっかり洗い流す
- タオルで拭く時はこすらず包むように拭く
- ゆびの間もやさしく拭く (ペーパータオルなどの使用も有効)

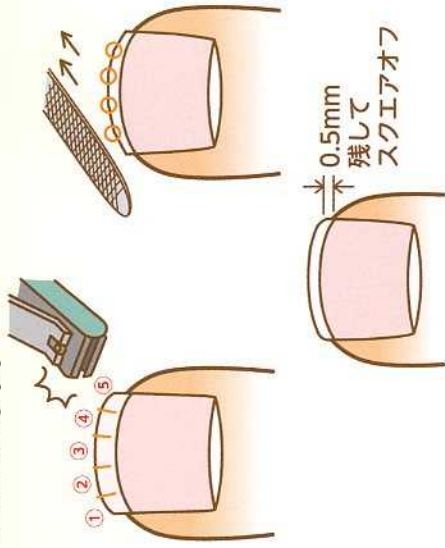


! さらにポイント!

水虫対策として、温泉やジム、プールから帰った後も、寝る前に足はきれいに洗いましょう!

### 3 正しい爪切りをしよう!

誤った切り方は、巻き爪や指先の変形をもたらす事があります。  
正しい爪の切り方をおぼえましょう。



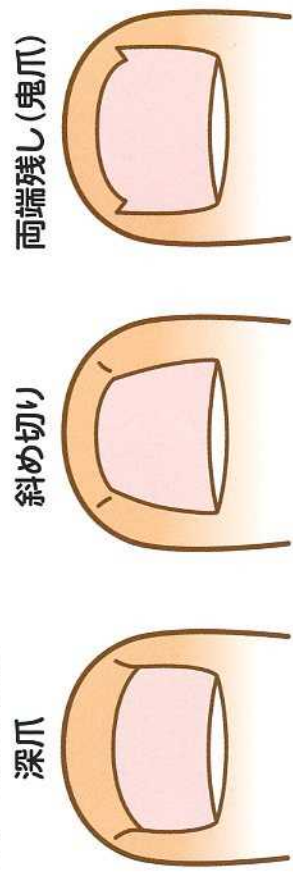
- 爪は1回で切らない! 5回にくらいに分けて切る
- まっすぐ切って、角はヤスリで削る
- 短く切りすぎない (白い部分は0.5mmほど残す!)

#### ! さらにポイント!

- 切ったあとに、切り残しが無いか両側から見て チェックしましょう
- 切れない爪は医療機関やフットケアワーカーなどに相談しましょう

#### こんな切り方は危険です!

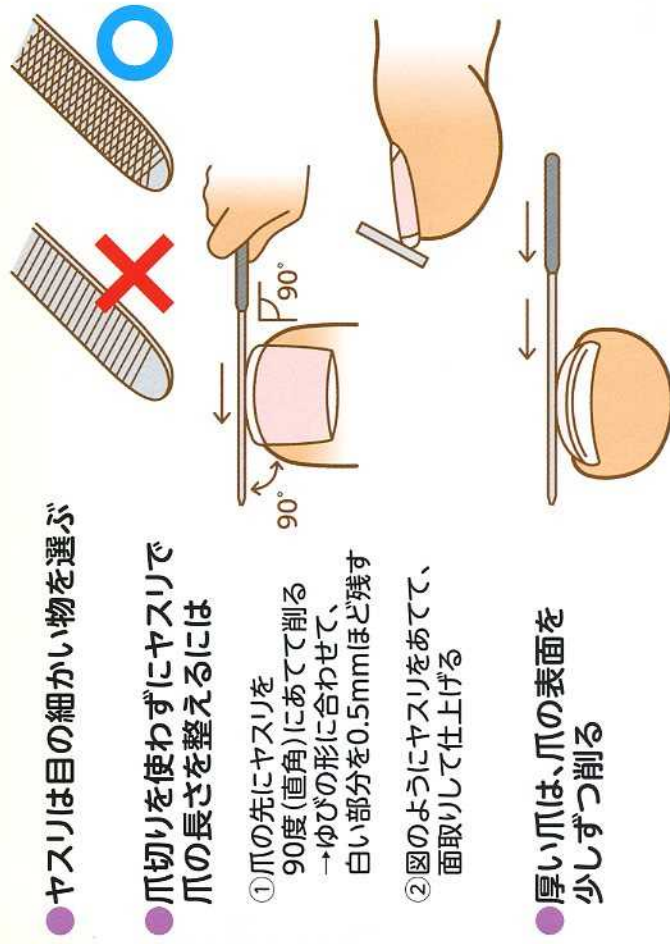
【間違った切り方の例】



巻き爪や変形の一因となりますので、正しく切りましょう!

### 4 ヤスリを上手に使おう!

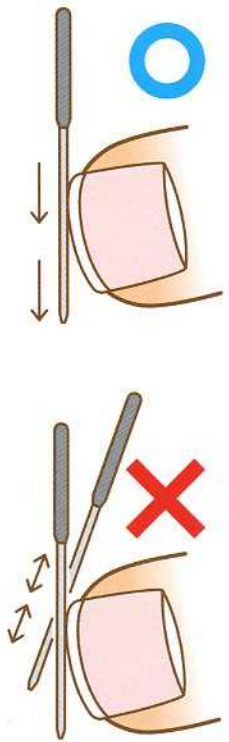
週に1度ヤスリで爪を削る習慣をつけると、爪切りで切らずに適度な爪の長さを保つことができます。



- ヤスリは目の細かい物を選ぶ
- 爪切りを使わずにヤスリで爪の長さを整えるには
  - ① 爪の先にヤスリを90度(直角)にあてて削る → ゆびの形に合わせて、白い部分を0.5mmほど残す
  - ② 図のようにヤスリをあてて、面取りして仕上げる
- 厚い爪は、爪の表面を少しずつ削る

#### ヤスリをかける正しい方向

ヤスリを左右にゴシゴシ往復はダメ!



# 5 足と爪にもうるおいを!

爪もお肌と同じ。お風呂から上がった後、ハンドクリームなどで保湿をしてあげましょう



**!** さらにポイント!

タコやウオノメは、乾燥しているときにヤスリをかけて、入浴や足を洗った後に必ず保湿をしましょう

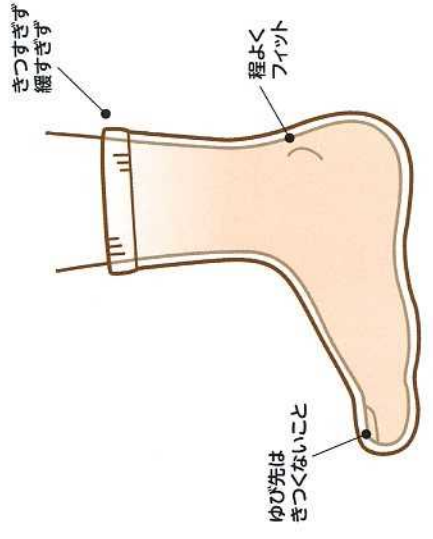
# 6 靴下を履く!

足の汗を吸い取り、靴との摩擦を少なくするため、靴下をはきましょう。

- 靴下は毎日清潔なものに履き替えましょう
- 綿や絹など通気性の良い素材の靴下を選びましょう

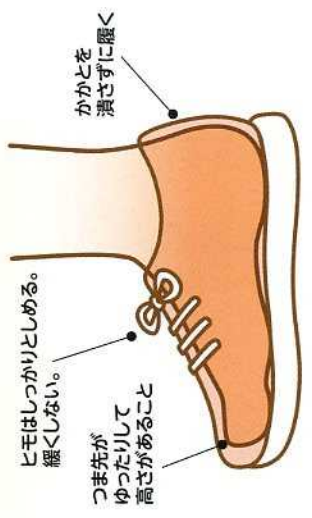
**!** さらにポイント!

夜寝る時はできるだけ靴下を脱ぎましょう



# 7 自分の足に合った靴をはこう!

足に合わないサイズの靴を履くと、靴の中で足が遊んでしまい爪の変形やタコ・ウオノメの原因となり、転倒リスクも上がります。

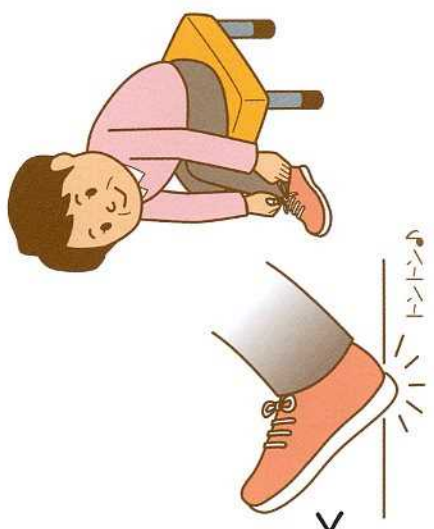


**!** 靴を選ぶときは

- 自分の足のサイズに合ったもの (大きすぎるとはダメ!)
- 足の甲は紐やマジックテープで調整して固定できるもの

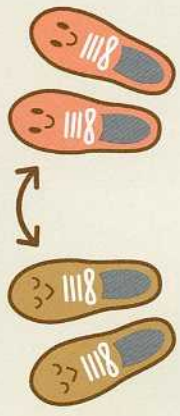
**!** 靴をはく時は

- イスに座って、靴ひもやマジックテープをほどいてはく
- 靴と足の踵を合わせる 「かかとをトントン」
- 足にフィットするように紐やマジックテープを絞めていく



**!** さらにポイント!

靴も清潔が大切! とまどき靴を休めて、靴の中の掃除や洗濯も心がけましょう!



# 足ゆびと足裏の運動

足の運動をすることで、血行が良くなり足のゆびの動きを高めます。  
足が冷たく感じる方も、少しずつ改善されますよ!

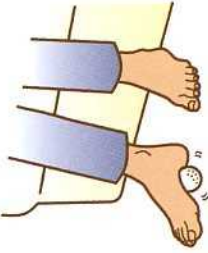
## 足ゆびジャンケン

グーは、足ゆびの付け根にこぶしのポコポコができるように



## イスに座って足裏で

イスに座って足裏でゴルフボールやラップの芯を転がす



## 足のストレッチ

足と反対側の手を組み、足首回しと足裏伸ばしでストレッチ



## 足爪のまわりをマッサージ

保温をする時に、爪まわりもしっかりと塗りながらマッサージを



お問い合わせ

## 泉北ニューデザイン推進委員会運営規程（案）

### （総則）

第1条 2021年5月に策定された「SENBOKU New Design」の推進にあたり、堺市南区自治連合協議会会則（以下、「協議会会則」）第16条に基づき、堺市南区自治連合協議会（以下、「協議会」という）の下に、「泉北ニューデザイン推進委員会」（以下、「委員会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

### （目的）

第2条 南区において、新たな価値を共創し、将来にわたって多様な世代が快適に住み続けることのできる「持続発展可能なまち」の実現に向け、「SENBOKU New Design」を中心とした関連施策・事業の推進に貢献する。

### （委員構成）

第3条 委員会の委員は、協議会会則第3条に規定する堺市南区役所区域内の各小学校区の自治連合会代表者で構成する。

- 2 委員は、委員長及び副委員長を含め10名以内とする。
- 3 委員長を除く委員は、委員会の委員と協議会会則第16条に基づき設置された「防災を中心とした次世代地域人材育成委員会」の委員を兼ねることができないものとする。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員長、副委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長、副委員長及び委員は、再任されることができる。

### （委員長及び副委員長の選任）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 委員長は、協議会の会長とする。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員会において承認を得なければならない。

### （委員会の会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、副委員長がその議長となる。
- 3 委員長は委員の3分の2が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員が委員会に出席できない場合、委任状の提出をもって出席したものとみなす。
- 5 委員会の議決は、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員会の会議は、その内容を協議会会則第11条に規定する役員会及び校区代表者会議に報告するものとする。

### （出席者）

第6条 委員会には、堺市泉北ニューデザイン推進室のほか、委員長が必要と認める部署の職員に出席を要請する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、堺市南区役所自治推進課において行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年 月 日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される堺市南区自治連合協議会の委員長、副委員長及び委員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

泉北ニューデザイン推進委員会委員名簿

| 団体名         | 代表者名    | 備考 |
|-------------|---------|----|
| 美木多校区自治連合会  | 田 中 隆 司 |    |
| 上神谷地区自治連合会  | 槇 静 一   |    |
| 竹城台校区自治連合会  | 太 田 奈緒美 |    |
| 三原台校区自治連合会  | 岸 本 啓 司 |    |
| 桃山台校区自治連合会  | 西 上 孔 雄 |    |
| 新檜尾台校区連合自治会 | 鹿 渕 一 郎 |    |
| 城山台校区連合自治会  | 小 田 裕 男 |    |
| 原山台連合自治会    | 丸 田 元 紀 |    |
| 庭代台校区自治連合会  | 松 浦 賢 治 |    |
| 御池台校区連合自治会  | 戎 谷 悦 子 |    |

## 防災を中心とした次世代地域人材育成委員会運営規程（案）

### （総則）

第1条 風水害や地震などの災害に的確に対応することのできる次世代の地域人材を育成するため、堺市南区自治連合協議会会則（以下、「協議会会則」）第16条に基づき、堺市南区自治連合協議会（以下、「協議会」という）の下に、「防災を中心とした次世代地域人材育成委員会」（以下、「委員会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

### （目的）

第2条 南区において、地域防災力を高め、将来にわたって多様な世代が安心して住み続けることのできる「安全・安心なまち」の実現に向け、「防災を中心とした次世代地域人材育成」のための取組を推進する。

### （委員構成）

第3条 委員会の委員は、協議会会則第3条に規定する堺市南区役所区域内の各小学校区の自治連合会代表者で構成する。

- 2 委員は、委員長及び副委員長を含め10名以内とする。
- 3 委員長を除く委員は、委員会の委員と協議会会則第16条に基づき設置された「泉北ニューデザイン推進委員会」の委員を兼ねることができないものとする。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員長、副委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長、副委員長及び委員は、再任されることができる。

### （委員長及び副委員長の選任）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 委員長は、協議会の会長とする。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員会において承認を得なければならない。

### （委員会の会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、副委員長がその議長となる。
- 3 委員長は委員の3分の2が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員が委員会に出席できない場合、委任状の提出をもって出席したものとみなす。
- 5 委員会の議決は、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員会の会議は、その内容を協議会会則第11条に規定する役員会及び校区代表者会議に報告するものとする。

### （出席者）

第6条 委員会には、委員長が必要と認める部署の職員に出席を要請する。

### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、堺市南区役所自治推進課において行う。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規程は、令和3年月日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される堺市南区自治連合協議会の委員長、副委員長及び委員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

防災を中心とした次世代地域人材育成委員会委員名簿

| 団体名         | 代表者名    | 備考 |
|-------------|---------|----|
| 福泉中央校区自治連合会 | 大 仲 清 司 |    |
| 宮山台校区自治会連合会 | 花 房 正 子 |    |
| 茶山台校区自治連合会  | 金 山 豪 伸 |    |
| 若松台校区自治連合会  | 原 田 正 春 |    |
| 榎塚台校区自治連合会  | 吉 川 公 代 |    |
| 晴美台校区自治連合会  | 柴 高 志   |    |
| 高倉台校区自治連合会  | 大 島 知 子 |    |
| 高倉台西校区自治連合会 | 新 原 勝 美 |    |
| 三原台校区自治連合会  | 岸 本 啓 司 |    |
| 赤坂台校区連合自治会  | 石 飛 明 夫 |    |

## LINE WORKS 利用アンケート結果及び今後の運用について

### 1. アンケート概要

- (1) 目的 LINE WORKS の利用状況の確認及び今後の運用方法の改善
- (2) 回答者 トライアル参加校区 (15 校区)
- (3) 回答期間 令和 3 年 10 月 4 日 (月曜) ~ 8 日 (金曜)
- (4) 回答方法 LINE WORKS のアンケート機能

### 2. アンケート結果

- (1) メッセージ機能の利用方法について  
12 校区が「スマートフォン」、8 校区が「パソコン」、3 校区が「タブレット」を利用した。
- (2) メッセージ機能の利用方法について  
参加校区全てが「理解している」「おおむね理解している」と回答した。
- (3) メッセージ機能における投稿の内容について  
参加校区全てが「満足している」「まあまあ満足している」と回答した。
- (4) メッセージ機能において希望する利用方法や投稿内容について
  - ・返信の必要の有無を要求して下さい。
  - ・返信の必要のあるとき、返信がなされていない場合は督促して下さい。
  - ・地元の隠れた魅力発信もやり取り出来るツールとして活用できれば良いですね!
  - ・返信又は無しかの欄を設けてほしい。
  - ・返信の必要有無が分かれば良い。
- (5) フォルダ機能の利用方法について  
6 校区が「スマートフォン」、9 校区が「パソコン」を利用した。
- (6) フォルダ機能の利用方法について  
15 校区中 14 校区が「理解している」「おおむね理解している」、1 校区が「どちらともいえない」と回答した。
- (7) フォルダ機能における投稿の内容について  
参加校区全てが「満足している」「まあまあ満足している」と回答した。

(8) フォルダ機能において希望する利用方法や提供資料について

- ・資料にページ記入をお願いします。
- ・市の広報に掲載される情報は要りません。
- ・提供情報は簡潔明瞭をお願いします。
- ・パソコンに残す際、わかりやすいフォルダ名にしてもらえたら。
- ・定例会の要約だけでなく、添付資料も提供して頂けると助かります。
- ・日時を記載して欲しい。

(9) 情報発信の時間帯について

15 校区中 13 校区が「夜間や休日における情報発信をしても構わない」、2 校区が「夜間や休日における情報発信はやめてほしい」と回答した。

(10) その他、LINE WORKS 運用に係るご意見・要望等について

- ・出来る限り全校区で網羅されている事を望みます。
- ・定例会を対面でしなくても資料をプリントアウトして会議が出来るようにインク代や用紙代の助成は出来ませんか。
- ・fax より見やすいので良い。
- ・早い情報共有は便利である。

3. 今後の運用について

(1) 利用期間 令和3年11月1日から令和4年10月31日まで

(2) 利用校区 19 校区全て

(3) 運用ルール（適宜見直し） ※LINE WORKS のノート機能に投稿予定

【セキュリティ関係】

- ・個人情報を投稿しない。
- ・アプリをインストールした端末を紛失した場合や第三者にログイン情報が盗まれたおそれがある場合は、南区自治推進課へ報告する。

【トーク機能】

- ・メッセージを投稿する際、返信の必要の有無を記載する。
- ・必要に応じて、夜間や休日にメッセージを投稿する。（設定により、指定した曜日・時間の通知を切ることが可能）

【フォルダ機能】

- ・フォルダに保存する資料のタイトルに、日付を記載する。

# 堺の人口

令和3年10月1日現在

(推計人口)

|      |         |                   |
|------|---------|-------------------|
| 人口総数 | 821,884 | 人                 |
| 男    | 391,043 | 人                 |
| 女    | 430,841 | 人                 |
| 世帯数  | 367,649 | 世帯                |
| 面積   | 149.83  | km <sup>2</sup>   |
| 人口密度 | 5,485   | 人/km <sup>2</sup> |

(令和2年国勢調査結果速報値に基づく)

政策企画部調査統計担当

# 堺の人口

(速報値に基づく)

令和3年10月号

NO. 4 6 4

堺市政策企画部調査統計担当

Tel 072-228-7450 (直通)

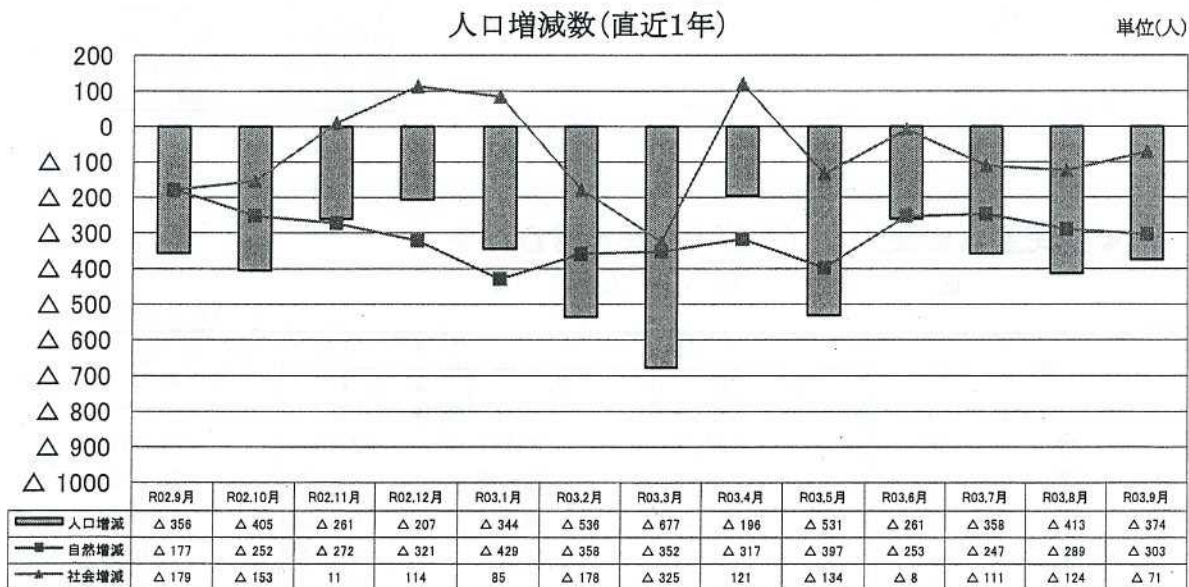
<https://www.city.sakai.lg.jp/>

## 《推計人口》

令和3年10月1日現在の堺市の人口は821,884人で、世帯数は367,649世帯である。  
前月に比べ、人口は374人減少、世帯数は71世帯減少している。

| 区 域   | 人 口 (人) |         |         | 世 帯 数<br>(世帯) | 人 口 密 度<br>(人/k㎡) | 面 積<br>(km <sup>2</sup> ) |
|-------|---------|---------|---------|---------------|-------------------|---------------------------|
|       | 総 数     | 男       | 女       |               |                   |                           |
| 全 市   | 821,884 | 391,043 | 430,841 | 367,649       | 5,485             | 149.83                    |
| 堺 区   | 148,870 | 73,566  | 75,304  | 74,412        | 6,292             | 23.66                     |
| 中 区   | 120,476 | 57,572  | 62,904  | 50,495        | 6,738             | 17.88                     |
| 東 区   | 84,750  | 40,165  | 44,585  | 37,059        | 8,079             | 10.49                     |
| 西 区   | 134,521 | 64,039  | 70,482  | 58,193        | 4,700             | 28.62                     |
| 南 区   | 136,628 | 63,115  | 73,513  | 59,527        | 3,383             | 40.39                     |
| 北 区   | 159,216 | 74,593  | 84,623  | 73,036        | 10,206            | 15.60                     |
| 美 原 区 | 37,423  | 17,993  | 19,430  | 14,927        | 2,835             | 13.20                     |

(注) 面積は国土地理院の公表による。



## ◎推計人口

推計人口 = 令和2年国勢調査(速報値) + 自然増減(出生 - 死亡) + 社会増減(転入 - 転出)  
自然増減及び社会増減は住民基本台帳(外国人住民を含む)の増減による。

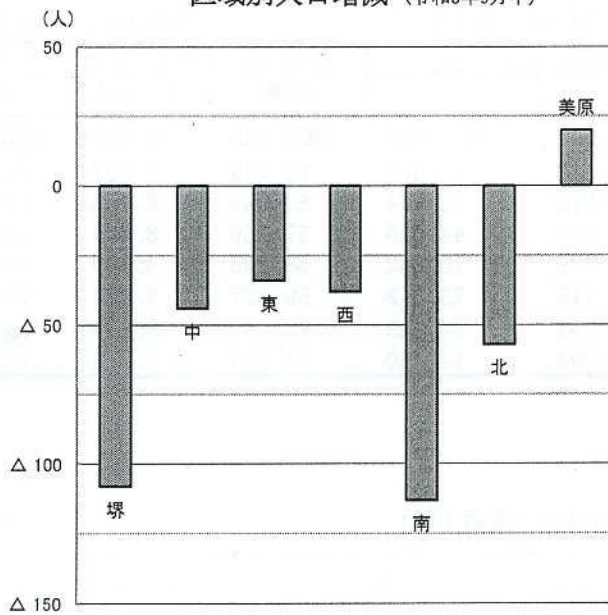
## 区域別人口増減

令和3年9月中 (単位:人)

| 区 域 | 人 口 数 | 自然動態  |     |     | 社会動態  |       |       |
|-----|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-------|
|     |       | 増 減 数 | 出 生 | 死 亡 | 増 減 数 | 転 入   | 転 出   |
| 全 市 | △ 374 | △ 303 | 472 | 775 | △ 71  | 2,515 | 2,586 |
| 堺 区 | △ 108 | △ 72  | 81  | 153 | △ 36  | 565   | 601   |
| 中 区 | △ 44  | △ 25  | 83  | 108 | △ 19  | 361   | 380   |
| 東 区 | △ 34  | △ 42  | 48  | 90  | 8     | 252   | 244   |
| 西 区 | △ 38  | △ 41  | 68  | 109 | 3     | 416   | 413   |
| 南 区 | △ 113 | △ 74  | 51  | 125 | △ 39  | 261   | 300   |
| 北 区 | △ 57  | △ 33  | 122 | 155 | △ 24  | 543   | 567   |
| 美原区 | 20    | △ 16  | 19  | 35  | 36    | 117   | 81    |

(備考) 住民基本台帳人口 (外国人住民を含む)。転入及び転出には職権処理などを含む。

区域別人口増減 (令和3年9月中)



政令市人口比較 (推計人口)

令和3年9月1日現在

| 都市名   | 人 口 (人)   |
|-------|-----------|
| 横浜市   | 3,778,263 |
| 大阪市   | 2,754,440 |
| 名古屋市  | 2,327,819 |
| 札幌市   | 1,975,476 |
| 福岡市   | 1,620,758 |
| 川崎市   | 1,541,688 |
| 神戸市   | 1,520,020 |
| 京都市   | 1,456,555 |
| さいたま市 | 1,332,491 |
| 広島市   | 1,194,648 |
| 仙台市   | 1,097,863 |
| 千葉市   | 978,013   |
| 北九州市  | 932,818   |
| 堺市    | 822,258   |
| 浜松市   | 787,606   |
| 新潟市   | 784,948   |
| 熊本市   | 738,089   |
| 相模原市  | 725,708   |
| 岡山市   | 722,771   |
| 静岡市   | 683,117   |

## 《住民基本台帳人口 (外国人住民を含む)》

### 区 域 別 人 口

令和3年9月末現在

| 区 域 | 人 口 (人) |         |         | 世 帯 数 (世 帯) |
|-----|---------|---------|---------|-------------|
|     | 総 数     | 男       | 女       |             |
| 全 市 | 827,791 | 396,741 | 431,050 | 397,604     |
| 堺 区 | 146,752 | 72,017  | 74,735  | 78,690      |
| 中 区 | 121,527 | 58,941  | 62,586  | 56,168      |
| 東 区 | 86,213  | 41,068  | 45,145  | 40,026      |
| 西 区 | 136,901 | 66,002  | 70,899  | 64,158      |
| 南 区 | 139,263 | 64,860  | 74,403  | 65,252      |
| 北 区 | 158,958 | 75,261  | 83,697  | 76,093      |
| 美原区 | 38,177  | 18,592  | 19,585  | 17,217      |